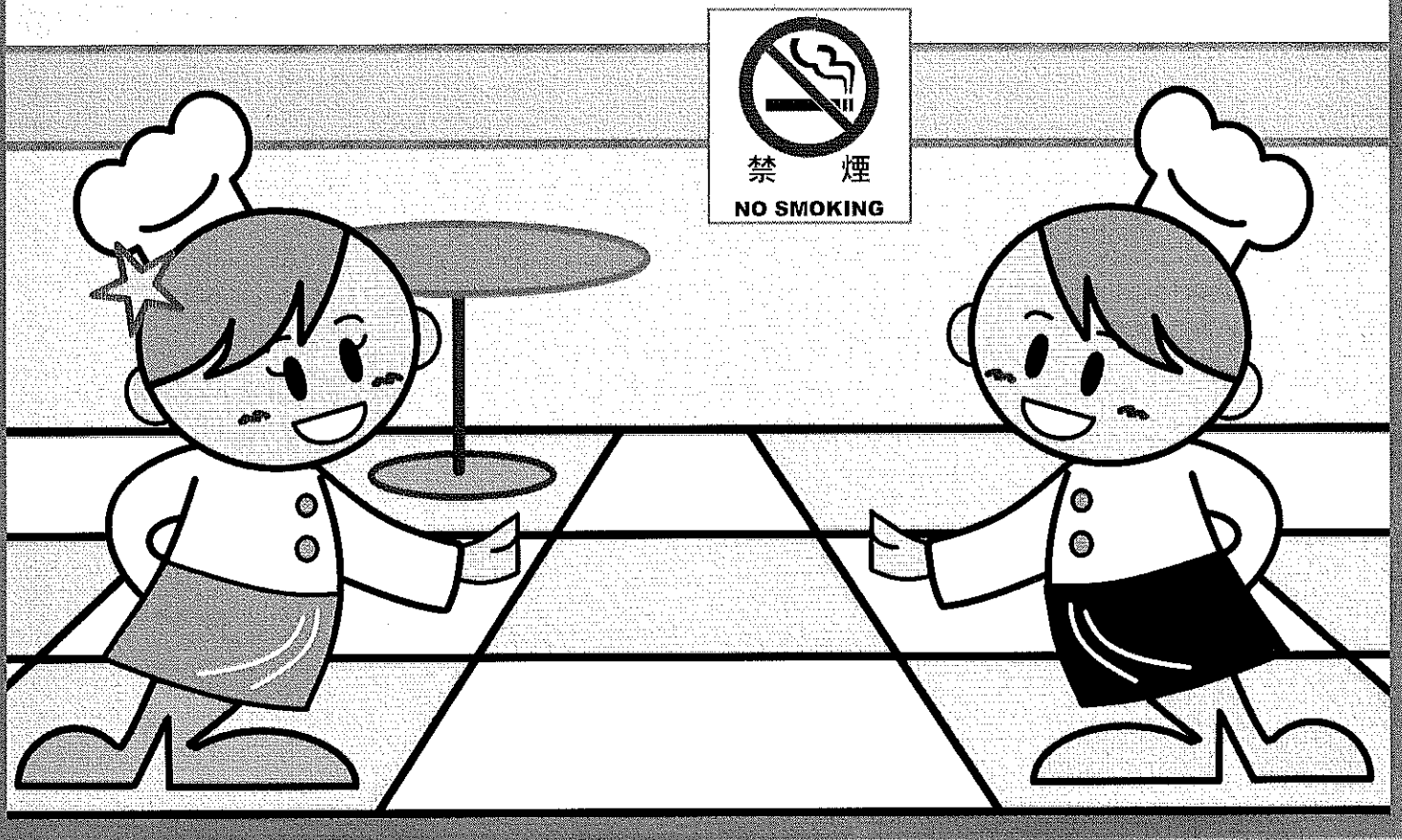


未成年者が一緒の時は 禁煙席のご利用を！



「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」により、

**保護者や施設管理者は、未成年者を喫煙区域
や喫煙所に立ち入らせることはできません。**

神奈川県

神奈川県

保健福祉局保健医療部がん対策課 詳しくは県ホームページにて

電話 045-210-5025 ファクシミリ 045-210-8874

かながわのたばこ

検索

